

【資料】

韓国の鉄道安全法（上）

安 部 誠 治
鄭 炳 玄

鉄道安全法制定の背景と意義

日本は植民地統治時代、朝鮮半島に6362kmの鉄道網を建設した。1945年8月の日本の敗戦とともに朝鮮半島は植民地支配から解放されたが、1950年6月から3年余にわたって続いた朝鮮戦争（韓国では韓国戦争と呼ぶ）の結果、朝鮮半島は南北に分断され、韓国（大韓民国）と北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の二つの国家が並存することになった。その際、上述の6362kmの鉄道網のうち、2642kmが韓国に帰属することになった。

しかし、それから約半世紀がたった20世紀末の時点で、韓国鉄道庁（国内鉄道ネットワークを運営する政府現業組織、後述の通り2005年から韓国鉄道公社へ経営形態を転換）の鉄道営業キロは3118kmに過ぎず、施設・設備なども老朽化したものが多く、また日本の東海道本線に相当する京釜線（ソウル～釜山）も未だ全線電化されていなかった。つまり、日本の植民地支配から解放されて半世紀以上もたったにもかかわらず、ソウルや釜山などいくつかの大都市圏において新たに地下鉄網が建設されたことを除いて、韓国の鉄道は、ほとんど見るべき発展を遂げなかつたのである。その最も大きな要因は、道路や港湾への投資が優先され、鉄道への投資が低調であったことにある。

ところが、1999年12月、韓国の建設交通部（日本の国土交通省に相当）は、鉄道インフラ投資を大幅に拡大する「国家基幹交通網計画」（計画期間：2000～2019年）と題する画期的な新交通投資計画を発表した。同計画によれば、2000年間から2019年までの期間中に総額で約335兆ウォン（約33.5兆円）の交通インフラ投資が予定されているが、注目すべきなのは投資総額の28%が幹線鉄道の整備へ振り向けられることになっているという点である。1980年代以降の交通投資計画では、道路投資が優先され、鉄道投資は全体の十数%に止まっていたから、鉄道投資の比重は倍加されることになる。この投資によって、2019年までに営業キロは3118kmから4908kmへ、複線化率は28.9%から80%へ、また電化率も21.2%から82%へとそれぞれ改良が行われる予定となっている。いわば「鉄道ルネッサンス」とも呼べるような交通政策の大きな転換が行われたのである。

韓国における「鉄道ルネッサンス」を象徴するのが京釜高速鉄道である。ソウル～釜山間を最高運転速度300kmで結ぶ京釜高速鉄道は1992年に建設が始まり、途中でルートの一部変更が行われるなど紆余曲折はあったが、2004年4月に暫定開業した。その結果、ソウル～釜山間はそれまで最速列車で4時間10分かかっていたのが、2時間40分で結ばれることになった。

韓国において最近になって、このように鉄道が見直されることになったのは、これまでの自動車中心の交通体系の限界が顕著になったためである。鉄道の見直しは、鉄道の競争力を回復することで、効率的で持続可能な交通体系を再構築しようとする政策志向の表れであるといえる。こうした観点から、韓国政府が1990年代の後半になって着手したのが鉄道産業構造改革である。韓国政府は、その目的を鉄道輸送サービスの競争力の強化、国民に対する良質の鉄道輸送サービスの提供、鉄道運営の経営的自立による政府の財政負担の軽減、交通手段間の競争条件の平等化による交通市場における効率的な資源配分の追求などに置いている。こうした目的を達成するために韓国政府によって採用されたのが、鉄道事業の非競争的な部門である線路等を含む鉄道基盤施設部門と競争的な部門である鉄道運営部門とを分離させるという上下分離政策である。そして、それは鉄道庁からの鉄道基盤整備を担当する韓国鉄道施設公団の分離(2004年)と鉄道庁の韓国鉄道公社(2005年)への経営形態の転換という形で実現された。

2004年から2005年にかけて実施された鉄道改革は、韓国の鉄道事業に大規模なシステム転換をもたらしたが、こうした場合に問題になるのが輸送の安全への影響である。鉄道の安全性は、技術とシステムの安定、規定や基準、安全ルールの遵守、鉄道従業員のチームワーク、事業者(経営者)の安全優先の経営姿勢、適切な安全投資などのバランスの上に保たれている。これらがどこかで齟齬をきたすと、鉄道の安全は脅かされ、事故を誘発してしまうことになる。そのことは、これまでの世界の鉄道事故の歴史を振り返ってみるとよく分かる。我々は、これまでの世界の鉄道事故の歴史から次のような教訓を得ることができる。

- ①技術上又は経営組織上の大規模なシステムの変更が行われた直後に、深刻な事故が多発している。
- ②長期にわたる投資不足は、鉄道施設を荒廃させ、やがて事故の多発に結びつく。
- ③安全性が実証されない新技術の導入は事故の伏線となる。
- ④短期間での大規模な鉄道従業員の入れ替えは、従業員間の技術の継承とチームワークを破壊し、事故を増加させる原因となる。

韓国政府は、鉄道産業の構造改革の推進に際して、システム転換に伴う鉄道の安全性の低下を回避し、高速鉄道の開業など鉄道経営環境の変化にも対応する新しい鉄道安全管理体系の構築に留意した。そのために制定されたのが、2004年10月の「鉄道安全法」である。鉄道安全法は、鉄道構造改革の進展に伴い、鉄道に対する技術的、社会的な安全脅威要素が増大するため、鉄道車両、鉄道施設の安全基準の再整理や鉄道従業員の体系的な育成等を通じて鉄道で発生する危険を防止し、併せて鉄道事故調査委員会の設置を通じて事故の再発防止など鉄道の安全管理

理体系を構築することで、韓国の鉄道の安全性を向上させることを意図した法律である。

同法は、鉄道安全管理体系、鉄道従業員の安全管理、鉄道施設及び鉄道車両の安全管理、鉄道車両の運行の安全管理及び鉄道の保護、鉄道事故調査及び処理、鉄道安全基盤の構築などの項目を含む全81条及び附則で構成されている。日本の鉄道の安全問題を考える場合にも参考になると思われることから、以下、その全文を訳出することとする。

鉄道安全法（2004年10月22日法律第7245号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、鉄道の安全を確保するために必要な事項を定めて鉄道の安全管理体系を確立し、もつて公共の福利の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において用いる用語の定義は次の通りである。

「鉄道」とは、鉄道産業発展基本法（以下、「基本法」という）第3条第1号が規定する鉄道をいう。

- 2 「鉄道施設」とは、基本法第3条第2号が規定する鉄道施設をいう。
- 3 「鉄道運営」とは、基本法第3条第3号が規定する鉄道運営をいう。
- 4 「鉄道車両」とは、基本法第3条第3号が規定する鉄道車両をいう。
- 5 「列車」とは、線路を運行する目的で鉄道運営者が編成して列車番号を付与した車両をいう。
- 6 「線路」とは、鉄道車両を運行するための軌道と、これを支える路盤又は工作物で構成された施設をいう。
- 7 「鉄道運営者」とは、鉄道運営に関する業務を遂行する者をいう。
- 8 「鉄道施設管理者」とは、鉄道施設の建設又は管理に関する業務を遂行する者をいう。
- 9 「鉄道従業員」とは、次の各項目の一に該当する者をいう。
 - 一 鉄道車両の運転業務に従事する者（以下、「運転業務従業員」という）
 - 二 鉄道車両の運行を集中制御、統制、監視する業務（以下、「管制業務」という）に従事する者（以下、「管制業務従業員」という）
 - 三 旅客に対する乗務サービス及び駅務サービスを提供する者
 - 四 その他、鉄道運営及び鉄道施設管理と関連して鉄道車両の安全運行又は秩序維持に関する業務に従事する者として大統領令が定めた者
- 10 「鉄道事故」とは、鉄道運営又は鉄道施設管理と関連して発生した人の死傷又は物品の損

壞をいう。

11 「運転障害」とは、鉄道車両の運行に支障を生じさせたもので鉄道事故に該当しないものをいう。

(他の法律との関係)

第3条 鉄道安全に関連して他の法律に特別な規定がある場合を除いて、この法律が定めることに従う。

(国家等の責務)

第4条 国と地方自治団体は、国民の生命・身体及び財産を保護するために、鉄道安全策を策定して真摯に推進しなければならない。

2 鉄道運営者及び鉄道施設管理者（以下、「鉄道運営者等」という）は、鉄道運営又は鉄道施設管理を行う場合、法律の定めに従って鉄道安全のために必要な措置をとり、国及び地方自治団体が施行する鉄道安全施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 鉄道安全管理体系

(鉄道安全総合計画)

第5条 建設交通部長官は、5年ごとに鉄道安全に関する総合計画（以下、「鉄道安全総合計画」という）を策定しなければならない。

2 鉄道安全総合計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

- 一 鉄道安全総合計画の推進目標及び方向
- 二 鉄道安全施設の拡充、改良及び点検等に関する事項
- 三 鉄道車両の整備及び点検等に関する事項
- 四 鉄道安全関連法の整備等制度改善に関する事項
- 五 鉄道安全関連専門スタッフの養成及び需給に関する事項
- 六 鉄道安全関連教育訓練に関する事項
- 七 鉄道安全関連研究及び技術開発に関する事項
- 八 他の鉄道安全に関する建設交通部長官が必要だと認める事項

3 建設交通部長官は、鉄道安全総合計画を策定する時には前もって関係中央行政機関の長及び鉄道運営者等と協議し、かかる後、基本法第6条第1項が規定する鉄道産業委員会の審議を受けなければならない。

4 建設交通部長官は、鉄道安全総合計画を策定又は変更するために必要だと認める場合には、関係中央行政機関の長及び特別市長、広域市長又は道知事（以下、「市道知事」という）に関連資料の提出を求めることができる。資料提出の求めを受けた関係中央行政機関の長及び市道知事は、特別な事由がない限りこれに応じなければならない。

5 建設交通部長官は、第3項の規定によって鉄道安全総合計画を策定又は変更する時にはこ

れを官報に告示しなければならない。

(施行計画)

第6条 建設交通部長官、市道知事及び鉄道運営者等は、鉄道安全総合計画によって所管別に鉄道安全総合計画の段階的施行に必要な年次別施行計画（以下、「施行計画」という）を策定、推進しなければならない。

2 施行計画の策定及び施行手続き等に関する必要な事項は大統領令で定める。

(安全管理規定)

第7条 鉄道運営者等は、建設交通部令の定めによって鉄道安全管理に関する規定（以下、「安全管理規定」という）を定めて建設交通部長官の承認を得なければならない。承認を得た安全管理規定を変更（建設交通部令が定める軽微な事項の変更を除く）しようとする時も同様である。

2 安全管理規定には経営指針、組織管理、資料及び情報管理、安全点検、安全性評価、施設管理等鉄道の安全を確保できるように必要な事項が含まれなければならない。

3 鉄道運営者等は安全管理規定を遵守しなければならない。

4 建設交通部長官は、鉄道安全のために必要だと認める時は、安全管理規定の変更を命ずることができる。この場合、変更命令を受けた鉄道運営者等は特別な事由がない限りこれに応じなければならない。

(非常対応計画)

第8条 鉄道運営者等は、鉄道における火災、爆発、列車脱線等非常事態の発生に対応するために、建設交通部令の定めに従って非常対応のための標準運営手続き及び非常対応訓練等が含まれた非常対応計画（以下、「非常対応計画」という）を策定して建設交通部長官の承認を得なければならない。承認を得た非常対応計画を変更（建設交通部令が定める軽微な事項の変更を除く）しようとする時も同様である。

2 建設交通部長官は、鉄道安全のために必要だと認める時には第1項が規定する非常対応計画の変更を命ずることができる。この場合、変更命令を受けた鉄道運営者等は、特別な事由がない限りこれに応じなければならない。

3 鉄道運営者等が非常対応訓練を実施する場合には、建設交通部令が定めるところによってこれを評価して、その結果を建設交通部長官に提出しなければならない。

(総合安全審査)

第9条 建設交通部長官は、鉄道運営者等がこの法律によって鉄道の安全に関する業務を真摯に遂行することに対して総合的に審査、評価（以下、「総合安全審査」という）し、その結果、必要と認める時には鉄道施設の改善、鉄道車両の修繕、運営方法の改善等鉄道安全に関する業務の改善を命ずることができる。

2 鉄道運営者等は、第1項が規定する建設交通部長官からの改善命令を受けた場合は、遅滞

なくこれを改善してその結果を建設交通部長官に報告しなければならない。

3 総合安全審査の時期、方法及び手続き等に関する必要な事項は大統領令で定める。

第3章 鉄道従業員の安全管理

(鉄道車両運転免許)

第10条 鉄道車両を運転しようとする者は、建設交通部長官から鉄道車両運転免許(以下、「運転免許」という)を受けなければならない。但し、第16条が規定する教育訓練、又は第17条が規定する運転免許試験のために鉄道車両を運転する場合など大統領令が定める場合にはその必要はない。

2 運転免許は、大統領令の定めるところによって鉄道車両の種類別にこれを受けなければならぬ。

(欠格事由)

第11条 次の各号の一に該当する者は運転免許を受ける資格がない。

- 一 20歳未満である者
- 二 精神病者、精神薄微弱者、癲癇病者
- 三 麻薬、大麻、向精神性医薬品又はアルコール中毒者
- 四 聴覚障害者、視覚障害者その他大統領令が定める身体障害者
- 五 運転免許が取り消された日から2年が経たない者、又は運転免許の効力停止期間中にあらる者

(身体検査)

第12条 運転免許を受けようとする者は、鉄道車両運転に適合した身体状態であることの可否を判定するために、建設交通部長官が実施する身体検査に合格しなければならない。

2 第1項が規定する身体検査の合格基準と検査の方法、手続き等に関する必要な事項は建設交通部令で定める。

(身体検査指定病院の指定)

第13条 建設交通部長官は、建設交通部令が定めるところにより専門医療機関(以下、「身体検査指定病院」という)を指定して身体検査を実施させることができる。

2 身体検査指定病院の指定基準・指定手続きに関する必要な事項は、建設交通部令で定める。

(身体検査指定病院の指定取消・停止)

第14条 建設交通部長官は、身体検査指定病院が次の各号の一に該当する時には、その指定を取り消したり6月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。但し、第1号及び第2号に該当する時には、その指定を取り消さなければならない。

- 一 虚偽やその他の不正な方法で指定を受けた時
- 二 業務停止命令に違反してその停止期間中に身体検査を行なった時

三 第13条第2項が規定する指定基準に当たらなくなった時

四 この法律又はこの法律に基づく命令に違反した時

2 第1項が規定する指定取消及び乗務停止の基準等に関する必要な事項は建設交通部令で定める。

3 建設交通部長官は、第1項が規定する指定が取り消された身体検査指定病院又はその病院の設立・運営者及びその代表又は役員が、その指定が取り消された日から2年を経たないで設立・運営する医療機関を身体検査指定病院に指定してはならない。

(適性検査)

第15条 運転免許を受けようとする者は、鉄道車両運転に適合な適性を備えていることの可否を判定するために、建設交通部長官が実施する適性検査に合格しなければならない。

2 第1項が規定する適性検査の合格基準と検査の方法、手続き等に関する必要な事項は建設交通部令で定める。

3 建設交通部長官は、第1項が規定する適性検査に関する専門機関（以下、「適性検査機関」という）を指定して適性検査を実施させることができる。

4 適性検査機関の指定基準、指定手続きに関する必要な事項は大統領令で定める。

5 第14条の規定は、適性検査機関の指定、取消及び業務停止に関してこれを準用する。この場合、「身体検査指定病院」は「適性検査機関」、「身体検査業務」は「適性検査業務」と読みかえる。

(教育訓練)

第16条 運転免許を受けようとする者は、鉄道車両の運転に必要な知識、能力習得のために建設交通部長官が実施する教育訓練を受けなければならない。

2 第1項が規定する教育訓練の期間、方法等に関する必要な事項は建設交通部令で定める。

3 建設交通部長官は、鉄道車両運転に関する専門教育訓練機関（以下、「教育訓練機関」という）を指定して教育訓練を実施させることができる。

4 教育訓練機関の指定基準、指定手続きに関する必要な事項は大統領令で定める。

5 第14条の規定は、教育訓練機関の指定、取消及び業務停止に関してこれを準用する。この場合、「身体検査指定病院」は「教育訓練機関」、「身体検査業務」は「教育訓練業務」と読みかえる。

(運転免許)

第17条 運転免許を受けようとする者は、建設交通部長官が実施する鉄道車両運転免許試験（以下、「運転免許試験」という）に合格しなければならない。

2 運転免許試験に応じようとする者は、第12条が規定する身体検査及び第15条が規定する適性検査に合格し、かかる後、第16条が規定する教育を受けなければならない。

3 運転免許試験の科目、手続きに関する必要な事項は建設交通部令で定める。

(運転免許証の交付等)

第18条 建設交通部長官は、第17条が規定する運転免許試験に合格した者に対して、建設交通部令が定める鉄道車両運転免許証（以下、「運転免許証」という）を交付しなければならない。

2 第1項の規定によって運転免許を受けた者（以下、「運転免許取得者」という）が運転免許証を紛失したり運転免許証が破損した時、又は運転免許証の記載事項に変更がある時には、建設交通部令の定めにしたがって運転免許証の再交付又は記載事項の変更を申し出ることができる。

(運転免許の更新)

第19条 運転免許の有効期間は5年である。

2 運転免許取得者として第1項が規定する有効期間以後もその運転免許の効力を継続させようとする者は、運転免許の有効期間満了の前に建設交通部令の定めるところにより運転免許の更新を行わなければならない。

3 建設交通部長官は、第2項及び第5項が規定する運転免許の更新を申請した者が次の各号の一に該当する場合には運転免許証を交付しなければならない。

一 運転免許の更新を申請する日の前5年以内に建設交通部令が定める鉄道車両運転業務に従事した経歴があり、建設交通部令の定めるところによりこれと同等以上の経歴があると認められる場合

二 建設交通部令が定める教育訓練を受ける場合

4 運転免許取得者が第2項の規定によって運転免許の更新を受けない場合には、その運転免許の有効期間が満了する日の次の日から、その運転免許の効力が停止される。

5 第4項が規定する運転免許の効力が停止された者が、6月の範囲内で大統領令が定める期間内に運転免許の更新を申請して運転免許の更新を受けない時には、その期間が終了する日の翌日からその運転免許の効力は失効する。

6 建設交通部長官は、免許運転免許取得者にその運転免許の有効期間満了前に、建設交通部令の定めにしたがい運転免許更新に関する内容を通知しなければならない。

7 建設交通部長官は、第5項が規定する運転免許の効力が失効した者が運転免許を再取得しようとする場合は、大統領令の定めるところによって運転免許取得の手続きの一部を免除できる。

(運転免許の取消、停止等)

第20条 建設交通部長官は、運転免許取得者が次の各号の一に該当する時には、運転免許を取消したり1年以内の期間を定めて運転免許の効力を停止させることができる。但し、第1号又は第4号に該当する場合には、運転免許を取り消さなければならない。

一 虚偽やその他の不正な方法で運転免許を受けた場合

二 第11条第2号又は第4号に該当する場合

- 三 運転免許の効力停止期間中に鉄道車両を運転した場合
 - 四 運転免許証を他人に貸与した場合
 - 五 鉄道車両を運転中に故意又は重過失で鉄道事故を起こした場合
 - 六 第41条第1項の規定に違反して酒を飲んだり麻薬類を使用した状態で鉄道車両を運転した場合
 - 七 第41条第2項の規定に違反して酒を飲んだり麻薬類を使用した状態で業務をしたと認定するに足る相当な理由があるにもかかわらず、建設交通部長官の確認又は検査に応じない場合
 - 八 この法律又はこの法律による鉄道の安全確保及び保護と秩序維持のための命令、処分に違反した場合
- 2 建設交通部長官は、第1項が規定する運転免許の取消及び効力停止処分をした場合には、建設交通部令の定めにしたがってその内容を当該運転免許取得者と運転免許取得者を雇用している鉄道運営者等に通知しなければならない。
- 3 運転免許の取消及び効力停止処分を受けた運転免許取得者は、第2項が規定する通知を受けた日から15日以内に運転免許証を建設交通部長官に返納しなければならない。
- 4 建設交通部長官は、第3項が規定する運転免許の効力停止処分を受けた者から運転免許証の返納を受けた時は、これを保管した後で停止期間が終わり次第、直ちに返還しなければならない。
- 5 第1項が規定する行政処分の細部基準及び手続きは、その違反行為の形態と違反の程度によって建設交通部令で定める。
- 6 建設交通部長官は、建設交通部令が定めるところにより運転免許の交付、更新、取消等に関する資料を維持、管理しなければならない。
- （運転業務遂行の必要要件）
- 第21条 運転免許取得者が鉄道車両運転業務に従事しようとする時には、建設交通部令が定めるところによって、運転実務修習履修等鉄道車両の運転業務遂行に必要な要件を整えなければならない。
- 2 鉄道運営者等は、第1項が規定する要件を整えない者を鉄道車両の運転業務に従事させてはならない。
- （管制業務遂行の必要要件）
- 第22条 管制業務に従事しようとする者は、建設交通部令が定めるところによって専門教育訓練等管制業務遂行に必要な要件を整えなければならない。
- 2 鉄道運営者等は、第1項が規定する要件を整えない者を管制業務に従事させてはならない。
- （運転業務従業員等の管理）
- 第23条 鉄道車両の運転、管制業務等大統領令が定める業務に従事する鉄道従業員は、身体檢

査と適性検査を受けなければならない。

- 2 第1項が規定する身体検査、適性検査の合格基準、実施時期、実施方法等に関する必要な事項は建設交通部令で定める。
- 3 鉄道運営者等は、第1項が規定する業務を遂行する鉄道従業員が第2項の規定によって身体検査、適性検査の合格基準に該当せず当該業務の遂行に不適合だと認めた時には、当該業務に従事させてはならない。
- 4 鉄道運営者等は、第1項が規定する身体検査と適性検査を身体検査指定病院及び適性検査機関に委託して実施することができる。

(鉄道従業員の安全教育)

第24条 鉄道運営者等は、自身が雇用している鉄道従業員に対して定期的に鉄道安全教育に関する教育を実施しなければならない。

- 2 第1項が規定する鉄道運営者等が実施すべき教育対象者、教育課程及び教育時期等に関する必要な事項は建設交通部令で定める。
- 3 鉄道運営者等は、第1項が規定する教育を第16条の規定にいう教育訓練機関に委託して実施できる。

第4章 鉄道施設及び鉄道車両の安全管理

(鉄道施設の安全基準)

第25条 鉄道施設管理者は、建設交通部令が定める安全基準に適合して鉄道施設を設置しなければならない。

- 2 鉄道施設管理者は、建設交通部令の定めに従って鉄道施設を点検、保守する等維持管理しなければならない。

(鉄道車両の安全基準)

第26条 鉄道車両は、大統領令に定める構造及び装置が建設交通部令に定める安全基準に適合しなければこれを運行できない。

- 2 鉄道運営者等は、建設交通部令が定めるところによる第1項が規定する安全基準に適合するように鉄道車両を点検、保守する等維持管理しなければならない。

(鉄道用品の品質認証)

第27条 建設交通部長官は、鉄道に使用される部品、機器又は装置等（以下、「鉄道用品」という）の性能及び安全性を確保するために、鉄道用品に対する品質認証を行うことができる。但し、建設交通部長官が認定する公認試験機関の認定を受けた場合等大統領令が定める場合には、該当する鉄道用品に対しては品質認証手続きの一部又は全部を免除できる。

- 2 第1項の規定によって品質認証を受けた者は、品質認証を受ける鉄道用品（第1項の但書が規定する品質認証手続きの全部が免除された鉄道用品を含む。以下、「認証品」という）

の物品、包装又は容器に建設交通部令の定める認証品であることを示す表示をすることができる。

- 3 第1項が規定する品質認証の対象及び手続き等に関する必要な事項は、建設交通部令で定める。

（品質認証機関）

第28条 建設交通部長官は、第27条第1項が規定する品質認証を効率的に実施するために、品質認証に関する専門機関（以下、「品質認証機関」という）を指定して品質認証を実施させることができる。

- 2 第1項が規定する品質認証機関の指定基準、指定手続き、業務の範囲等に関する必要な事項は大統領令で定める。

- 3 建設交通部長官は、品質認証機関が次の各号の一に該当する時には、その指定を取り消したり6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。但し、第1号及び第2号に該当する場合には、その指定を取り消さなければならない。

一 虚偽やその他の不正な方法で指定を受ける場合

二 業務停止命令に違反してその停止期間の品質認証業務を行う場合

三 正当な理由なしに1年以上続いて品質認証業務を行わない場合

四 第2項が規定する指定基準に当たらなくなった場合

五 第31条第1項第3号が規定する調査、又は試験の結果、品質認証機関の故意又は重大な過失で品質認証基準に適合しない鉄道用品に対する品質認証を行ったことが認められる場合

六 この法律又はこの法律に基づく命令に違反する場合

- 4 第3項が規定する指定取消及び業務停止の基準等に関する必要な事項は建設交通部令で定める。

（承継）

第29条 認証品を生産する者が、その事業を譲ったり死亡した時、又は法人の合併がある時は譲受人、認証品を続けて生産しようとする相続人、又は合併後存続する法人や合併によって設立される法人は、大統領令が定める認証品を生産する者の地位を承継する。

- 2 第1項が規定する認証品を生産する者の地位を承継した者は、承継日から1月以内にこれを品質認証機関に届け出なければならない。

（不正行為の禁止等）

第30条 何人も認証品ではない鉄道用品に品質認証表示、又はこれと類似する表示をしてはならない。

（品質認証の事後管理）

第31条 建設交通部長官は、認証品の品質水準を維持するために必要だと認める場合には所属

公務員をして次の各号に掲げる措置をとることができる。

- 一 認証品の品質認証基準適合性調査
 - 二 品質認証表示者の関係帳簿又は書類の閲覧
 - 三 品質認証表示品の試料の収集、調査又は専門試験研究機関等に試験依頼
- 2 第1項が規定する調査、閲覧又は収集を行う時には認証品の所有者、占有者又は管理員は正当な事由なしにこれを拒否、妨害又は忌避してはならない。
 - 3 第1項が規定する調査、閲覧又は収集をする者はその権限を表示する証票を関係者に取り出して見せなければならない。
 - 4 第3項が規定する証票に関する必要な事項は建設交通部令で定める。

(表示除去等の命令)

第32条 建設交通部長官は、第31条第1項が規定する調査又は試験依頼をした結果、認証品が品質認証基準に適合しないと認める時には、品質認証を受けた者にその認証品の表示の除去、停止又は販売の停止等の必要な措置を命ずることができる。

(品質認証の取消)

第33条 建設交通部長官は、品質認証を受ける者が次の各号の一に該当する場合にはその認証を取り消すことができる。但し、第1号に該当する場合にはその認証を取り消さなければならない。

- 一 虚偽やその他の不正な方法で指定を受けた場合
- 二 第31条第1項が規定する調査又は試験依頼の結果、品質認証基準に明らかに合致しない場合
- 三 正当な事由なしに第32条が規定する表示除去、表示停止又は販売の停止等の命令に従わない場合

(標準化)

第34条 建設交通部長官は、鉄道の安全と互換性の確保等のために鉄道車両及び鉄道用品の標準規格を定めて鉄道運営者等、又は鉄道車両を制作、組立又は輸入しようとする者等(以下、「車両制作者等」という)にこれを勧告することができる。但し、産業標準化法による韓国産業規格が制定されている事項に対しては、その規格に従う。

- 2 第1項が規定する標準規格の制定、改定等に関して必要な事項は建設交通部令で定める。
(鉄道車両の性能試験)

第35条 車両制作者等は制作、組立又は輸入した鉄道車両を販売しようとする時には鉄道車両の性能と構造、装置の形象及び規格等(以下、「性能等」という)が鉄道車両の安全及び機能確保に適合していることを確認するために、建設交通部長官が実施する試験(以下も「性能試験」という)を受けなければならない。性能試験を受けた鉄道車両の性能等を変更(建設交通部令が定める軽微な事項の変更を除く)した時にもまた同様である。

- 2 建設交通部長官は、第1項の規定にもかかわらず試験、研究の目的で制作、組立された鉄道車両等大統領令が定める鉄道車両については性能試験の全部又は一部を免除できる。
- 3 性能試験の対象、基準及び手続き等に関する必要な事項は建設交通部令で定める。
- 4 建設交通部長官は、性能試験を効率的に実施するために鉄道車両の性能試験に関する専門機関（以下、「性能試験機関」という）を指定して性能試験を実施させることができる。
- 5 性能試験機関の指定基準、指定手続き、業務の範囲等に関する必要な事項は大統領令で定める。
- 6 建設交通部長官は、性能試験機関が次の各号の一に該当する時にはその指定を取り消したり6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。但し、第1号に該当する時にはその指定を取り消さなければならない。
 - 一 虚偽やその他の不正な方法で指定を受けた場合
 - 二 正當な理由なしに1年以上続いて性能試験業務を行わない場合
 - 三 第5項が規定する指定基準に当たらなくなった場合
 - 四 性能試験機関の故意又は重大な過失によって第26条第1項が規定する安全基準に適合しない鉄道車両に対する性能試験の適合判定をする場合
 - 五 この法律又はこの法律による命令に違反する場合
- 7 第6項が規定する指定取消及び業務停止の基準等に関する必要な事項は建設交通部令で定める。

（鉄道車両の製作検査）

- 第36条 車両制作者等は、鉄道車両の制作に着手する時から鉄道車両の品質及び安全性を確保するために建設交通部長官が実施する試験（以下、「製作検査」という）を受けなければならぬ。
- 2 建設交通部長官は、第1項の規定にもかかわらず試験、研究の目的で制作、組立された鉄道車両等大統領令が定める鉄道車両については製作検査の全部又は一部を免除できる。
 - 3 製作検査の対象、基準及び手続き等に関する必要な事項は建設交通部令で定める。
 - 4 建設交通部長官は、製作検査を効率的に実施するために鉄道車両の製作検査に関する専門機関（以下、「製作検査機関」という）を指定して製作検査を実施させることができる。
 - 5 指定機関（性能試験機関と製作検査機関）は、同じ鉄道車両に対して同時に性能試験と製作検査を兼ねて実施できない。
 - 6 製作検査機関の指定基準、指定手続き、業務の範囲等に関する必要な事項は大統領令で定める。
 - 7 第35条第6項及び同条第7項の規定は、製作検査機関の指定取消及び業務停止に関してこれを準用する。この場合は「性能試験機関」は「製作検査機関」、「性能試験」は「製作検査」と読みかえる。

(鉄道車両の使用耐久年限)

第37条 鉄道運営者等は、建設交通部令が定める使用耐久年限を超えた鉄道車両を運行できない。但し、建設交通部長官が実施する精密診断を受けて安全運行に適合したと認められる場合には、その使用耐久年限を延長できる。

2 第1項が規定する精密診断の実施及び使用耐久年限の延長等に関する必要な事項は建設交通部令に定める。

3 建設交通部長官は、第1項が規定する精密診断を効率的に実施するために、鉄道車両の精密診断に関する専門機関（以下、「精密診断機関」という）を指定して精密診断を実施させることができる。

4 第3項が規定する精密診断の指定基準、指定手続き、業務の範囲等に関する必要な事項は大統領令で定める。

5 第35条第6項及び同条第7項の規定は、精密診断機関の指定取消及び業務停止に関してこれを準用する。この場合、「性能試験機関」は「精密診断機関」、「性能試験」は「精密診断」と読みかえる。

(総合試験運行)

第38条 鉄道施設管理者は、鉄道路線を新しく建設したり既存路線を改良して運行しようとする場合には、鉄道施設の設置状態及び列車運行体系の点検と鉄道従業員の業務熟達等のために正常運行をする前に総合試験運行を実施しなければならない。

2 第1項が規定する総合試験運行の実施時期、方法等に関する必要な事項は建設交通部令で定める。

(以下、続く)